

公益社団法人 淡路納税協会 青年部会

第10回「青年の集い」阪神大会に参加して

副部会長 上村 雄二郎

平成29年11月29日、公益財団法人納税協会連合会青年部会連絡協議会主催による第10回「青年の集い」阪神大会に出席してまいりました。

今回の会場は尼崎、あましんアルカイックホール並びに都ホテルニューアルカイックにての開催でした。

第一部講演会は、納税協会連合会青年部会連絡協議会副会長の中井氏による開会のことばに始まり、会長の石崎氏のあいさつと活動報告、そして納税協会連合会会長の尾崎氏のあいさつの後、来賓の大坂国税局長橋本氏、兵庫県知事の井戸氏、最後に尼崎市長の稻村氏より歓迎を込めた挨拶がありました。

そして、笑福亭瓶吾氏によるウェルカムセレモニーの後、「今後の関西とグループ経営の展望」と題し阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長グループCEOの角和夫氏による講演がありました。

大阪を中心としたインフラ交通網の現状や、訪日外国人の流れ、2020オリンピック、2025年の万博獲得に向かうやらなければならない事等のお話を伺うことができました。私達が暮らす淡路島も、今年10年ぶりに関西国際空港と洲本港を結ぶ航路も就航しこれから訪日外国人の方々が増える可能性を大いに秘めており、この淡路島の経済



にもプラス効果があるかなあとお話を聞きながら考えさせられました。

そして第二部の意見交換会では華やかに宝塚歌劇団による歌唱披露で幕開けし、約800名のメンバーが集う会場は大いに賑わったものとなりました。

私も久しぶりにお会いできた方もたくさんいらっしゃり、改めて参加して良かったと感じました。今回淡路島よりは参加人数が少なかったので、是非とも第11回は一人でも多くのメンバーでお邪魔しましょう。

淡路地区青色申告部会連合会

実務者研修会

南あわじ市商工会 小松 清美

淡路地区青色申告部会連合会の実務者研修会が、さる11月9日(木)淡路納税協会において、商工会議所・商工会職員が36名参加し、開催されました。

洲本税務署から講師を迎えて、確定申告・消費税の軽減税率・年末調整について研修が行われました。今回は平成29年分申告から改正となる医療費控除について詳しく説明をいただきました。

セルフメディケーション税制が特例として従来の医療費控除との選択適用となりました。セルフメディケーション税制は従来の医療費控除とは違い、健康の保持増進および疾病の予防のために購入した市販薬が対象となります。最終的にどちらを利用すればよいのか有利な方を選択することができます。

医療費控除のもう一つの改正は、領収書の提出が不要

となりました。明細書を記載し提出することが必要となります。申告書類はスリムになりました。

今回の研修で得た知識について理解し、業務に活かしていきたいと思います。



納税協会は 税の最新情報をお届けし 企業と地域社会の健全な発展を 力強くサポートします

納税協会は、税に関する公益社団法人として、税知識の普及、適正な申告納税の推進、納税道義の高揚を図るために、改正税法等説明会や税理士による税金のご相談など、公益性の高い事業を幅広く実施しています。

また、企業で必要となる人材育成のための各種講座・講習会等の開催、会員同士の豊かな交流を育む機会を提供するなど、企業の健全な発展等に役立つ多彩なサポートを用意しています。

更に、公正・公平で納得できる税制を目指して、毎年、皆様の声を『税制改正要望書』にまとめて政府・政党に提出し、その実現に向けての働きかけをしています。

※納税協会はそれぞれ独立した法人のため、組織・事業内容が異なる場合があります。



納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に貢献します。

納税協会では会員を募集しています
お問い合わせは、☎0799-22-1322まで

正しい申告と納税は 市民社会のルールです

「税」を通じて、明るい地域社会の発展に貢献しましょう
公益社団法人 淡路納税協会 淡優会・淡良会

皆様の繁栄と

淡路の発展に寄与する

洲本金融連盟

徳島銀行 淡路信用金庫 三井住友銀行
淡陽信用組合 みなと銀行

(順序不同)



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

 大同生命保険株式会社

神戸支社/兵庫県神戸市中央区栄町通1-2-7
TEL 078-392-3151

 AIG 損害保険株式会社

神戸営業支店/兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22
(富士火災神戸ビル4F) TEL 078-570-4300

F-29-1015(平成29年11月8日)